

宍粟市条例第 号

宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例（案）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国においては、男女の平等の実現に向けて、女子差別撤廃条約に関連した一連の法整備を整えるとともに、男女共同参画社会基本法を定め、真の男女平等の達成に向けて政策のあるべき姿を国や地方公共団体に示している。

これを踏まえた上で、宍粟市では平成22年に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてきた。しかし、市民の意識の中には、性別による固定的な役割分担が依然として根強く、多くの市民が実生活において、男女の不平等を感じるなど、これから、わたしたちが向き合うべき課題がある。

少子高齢化、高度情報化が加速し、大規模災害の発生や世界規模の感染症が流行するなどの社会の急速な変化や新しい課題に対応するためには、性別にとらわれず全ての人が個性と能力を十分に発揮でき、思いやりをもち、責任を分かち合い多様性に富んだ活力ある社会でなくてはならない。

わたしたちは、次の世代に責任を持つものとして、先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、誰もが一人ひとりの人権を尊重し、安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざし、誰にも開かれた男女共同参画社会の形成に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会 全ての人々が性別、性的指向、性自認等にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る性別による格差を是正するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- （4）教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他あらゆる場において、教育及び保育に携わる者をいう。
- （5）事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （6）市民団体 市民を主な構成員として市内において自発的で自律的な活動を行う団体をい

う。

- (7) 市民等 市民、教育関係者、事業者及び市民団体をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (10) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
- (11) 性自認 自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 全ての人個人として尊重されること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること等の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、人の性は多様であり、かつ、人格の基礎ともなるものであるから、等しく尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 全ての人社会の対等な構成員として、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにされること。
- (6) 全ての人性別に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意見が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参画社会の形成を推進する活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。
- (8) 国際社会及び国内における男女共同参画に係る取組を積極的に理解すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実

施しなければならない。

2 市は、推進施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。

3 市は、職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高める等、率先して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、社会のあらゆる場において、その形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、全ての人が仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、その運営又は活動に関する方針の決定等について、全ての人が対等に参画する機会を確保するとともに、性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の暴力を行ってはならない。

3 何人も、本人の同意を得ないで、当該本人に関して知り得た性的指向、性自認等の内容を他人に漏らしてはならない。また、いかなる場合も本人に公表を強制し又は禁止してはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(計画の策定)

第11条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第22条第1項に規定する宍粟市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用するものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 市は、各種施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（推進体制の整備）

第13条 市は、男女共同参画社会の形成のため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（附属機関等における構成員の男女の均衡）

第14条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第15条 市は、男女共同参画社会の形成について、市民等の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の適切な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（ドメスティック・バイオレンスの防止等）

第17条 市は、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

（苦情等又は相談への対応）

第18条 市は、市が実施する推進施策に関し、市民等から苦情又は意見（以下「苦情等」という。）の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市は、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する苦情等又は相談への対応について必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する宍粟市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（調査研究）

第19条 市は、推進施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

（拠点機能）

第20条 市は、推進施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点機能の充実に努めるものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(宍粟市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画社会の形成に関する重要な事項について調査、審議するため、市長の附属機関として、宍粟市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画社会の形成に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき定められている第2次宍粟市男女共同参画プランは、第11条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宍粟市空き家等対策協議会	委員	日額	30,000円を超えない範囲で市長が定める額
--------------	----	----	------------------------

」

を

「

宍粟市空き家等対策協議会	委員	日額	30,000円を超えない範囲で市長が定める額
宍粟市男女共同参画審議会	委員	日額	8,200

」

に改める。